

茨城県規則第5号

茨城県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を次のように定める。

令和7年1月16日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(申請書等の提出部数)

第3条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請書等に係る工事が行われる土地の区域を管轄する市町村が2以上にわたる場合において提出すべき副本の部数は、当該市町村の数に1を加えた数とする。

(市町村の長の意見)

第4条 知事は、申請書等の提出があったときは、申請書等に係る工事が行われる土地の区域を管轄する市町村の長の意見を聴くことができるものとする。

(証明書等の様式)

第5条 法第7条第1項(法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項に規定する証明書は、様式第1号によるものとする。

2 法第7条第2項に規定する許可証は、様式第2号によるものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類)

第6条 省令第7条第1項第12号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (2) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
- (3) 排水施設の設計に係る書類

- (4) 土地の求積図
- (5) 擁壁の展開図
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号の規則で定める書類は、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる書類とする。

3 法第12条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の着手届)

第7条 法第12条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。）は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議)

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第4号）に省令第7条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる書類並びに第6条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第5号）に省令第7条第2項第1号から第4号まで及び第8号に掲げる書類並びに第6条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 第3条第1項の規定にかかわらず、前2項の協議書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

4 知事は、第1項又は第2項の協議書の提出があったときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、協議同意通知書（様式第6号）により当該協議をした者に通知するものとする。

(宅地造成等に関する工事計画の変更許可)

第9条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする工事主は、

省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第10条 法第16条第2項の規定による届出をしようとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第8号)に第8条第1項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの及び当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第9号)に第8条第2項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの及び当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項の変更協議書について準用する。

(宅地造成等に関する工事の工程等の変更届)

第12条 法第12条第1項の許可を受けた工事主(法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。)は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事工程等変更届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の手続)

第13条 法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第14条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第15条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、省令第49条に規定する期間ごとに、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第11号）に省令第48条第1項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、省令第49条に規定する期間ごとに、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第12号）に省令第48条第2項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類）

第16条 省令第58条第1項第2号の規則で定める書類は、第6条第1項第4号から第6号までに掲げる書類とする。

2 省令第58条第2項第2号の規則で定める書類は、第6条第1項第4号及び第6号に掲げる書類とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出）

第17条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出を行おうとする工事主は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出を行おうとする工事主は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（準用規定）

第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	省令第7条第1項第12号	省令第63条第1項第2号
第6条第2項	省令第7条第2項第10号	省令第63条第2項第2号
第6条第3項	法第12条第1項	法第30条第1項
	宅地造成等	特定盛土等又は土石の堆積
	省令第7条	省令第63条

第7条	法第12条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。）	法第27条第1項の規定による届出をした工事主又は法第30条第1項の許可を受けた工事主（法第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。）
第8条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に	特定盛土等に関する工事に
	法第15条第1項	法第34条第1項
第8条第2項	法第15条第1項	法第34条第1項
第8条第3項	前2項	第18条において読み替えて準用する前2項
第8条第4項	第1項	第18条において読み替えて準用する第1項
第9条第1項	宅地造成又は特定盛土等	特定盛土等
	法第16条第1項	法第35条第1項
	省令第37条第1項	省令第67条第1項
第9条第2項	法第16条第1項	法第35条第1項
	省令第37条第2項	省令第67条第2項
第10条	法第16条第2項	法第35条第2項
第11条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に	特定盛土等に関する工事に
	法第16条第3項において準用する法第15条第1項	法第35条第3項において準用する法第34条第1項
第11条第2項	法第16条第3項において準用する法第15条第1項	法第35条第3項において準用する法第34条第1項
第11条第3項	前2項	第18条において読み替えて準用する前2項
第12条	法第12条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項の規定により	法第27条第1項の規定による届出をした工事主又は法第30条第1項

	当該許可を受けたものとみなされたものを除く。)	の許可を受けた工事主（法第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。)
第13条	法第17条第1項	法第36条第1項
	法第12条第1項	法第30条第1項
	宅地造成又は特定盛土等	特定盛土等
第14条	法第18条第1項	法第37条第1項
	法第12条第1項	法第30条第1項
	宅地造成又は特定盛土等	特定盛土等
第15条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に	特定盛土等に関する工事に
	法第19条第1項	法第38条第1項
	省令第48条第1項	省令第78条第1項
第15条第2項	法第19条第1項	法第38条第1項
	省令第48条第2項	省令第78条第2項

(証明書の交付)

第19条 省令第88条の規定による書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等に関する証明申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 敷地現況図
- (4) 建築物等の平面図及び配置図
- (5) 計画の概要を記載した書面
- (6) その他知事が必要と認める書類

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
茨城県知事	印

（第2面）


この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第2号（第5条第2項関係）

(表)

第	号
許 可 証	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により、上記の者が下記のとおり土地の試掘等を行うことを許可する。	
年 月 日	
茨城県知事	
	

(裏)

記			
1	行為の目的		
2	行為の内容		
3	行為の場所		
4	行為の期日	年 月 日	時から 時まで
注 意 事 項			

様式第3号（第7条、第18条関係）

宅地造成等に関する工事着手届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、茨城県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年茨城県規則第5号）第7条（第18条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指令第 号
工事が施行される 土地の所在地	
着 手 年 月 日	年 月 日

様式第4号（第8条第1項、第18条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について協議します。					
年 月 日					
茨城県知事 殿		協議者			
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度） （緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）				
5	土地の面積 m²				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10	ア 盛土又は切土の高さ		m		
	イ 盛土又は切土をする土地の面積		m ²		
	ウ 盛土又は切土の土量		盛土	m ³	
			切土	m ³	
	エ 擁壁		番号	構造	高さ m
	オ 崖面崩壊防止施設		番号	種類	高さ m
カ 排水施設		番号	種類	内法寸法 c m	

キ 崖面の保護の方法				
ク 崖面以外の地表面の保護の方法				
ケ 工事中の危害防止のための措置				
コ その他の措置				
サ 工事着手予定年月日	年 月 日			
シ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ス 工程の概要				
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3欄は、未定のときは工事着手までに届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 6 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する主務省令で定める土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第5号（第8条第2項、第18条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） より、土石の堆積に関する工事について協議します。		{ 第15条第1項 第34条第1項 } の規定に	
茨城県知事 殿		年 月 日	
協議者			
1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	m ²	
6	工事の目的		
7 工事の概要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅

雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
工事中の危害防止のための措置			
その他の措置			
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
セ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 3欄は、未定のときは工事着手までに届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第6号（第8条第4項、第18条関係）

協議同意通知書

第 年 月 日

殿

茨城県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)〔第15条第1項(第16条第3項において準用する場合を含む。)
第34条第1項(第35条第3項において準用する場合を含む。)]の規定により、下記の条件を付して協議に同意しましたので通知します。

1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	協議番号	
4	協議同意対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	協議同意期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条 件	

様式第7号（第10条、第18条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
〔第16条第2項〕
〔第35条第2項〕の規定に

より、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 指令第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

様式第 8 号（第11条第 1 項、第18条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） 〔第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項〕 〔第 35 条第 3 項において準用する同法第 34 条第 1 項〕 の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更について協議します。						
茨城県知事 殿			年 月 日			
			協議者			
1	工事主の住所及び氏名					
2	設計者の住所及び氏名					
3	工事施行者の住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）					
	（緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）					
5	土地の面積			m ²		
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ					
9	土地の地形					
	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
	溪流等への該当 有・無					
10 工事の概要	ア	盛土又は切土の高さ			m	
	イ	盛土又は切土をする土地の面積			m ²	
	ウ	盛土				m ³
		切土				m ³
	エ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					m	m
	オ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
					m	m
カ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
				c m	m	

キ	崖面の保護の方法			
ク	崖面以外の地表面の保護の方法			
ケ	工事中の危害防止のための措置			
コ	その他の措置			
サ	工事着手予定年月日	年 月 日		
シ	工事完了予定年月日	年 月 日		
ス	工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

- 備考
- ※印のある欄は記入しないこと。
 - 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
 - 3欄は、未定のときは工事着手までに届け出ること。
 - 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
 - 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
 - 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する主務省令で定める土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
 - 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第 9 号（第11条第 2 項、第18条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）〔第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項〕〔第 35 条第 3 項において準用する同法第 34 条第 1 項〕の規定により、土石の堆積に関する工事の変更について協議します。		
年 月 日		
茨城県知事 殿 協議者		
1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度） （緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）	
5	土地の面積 m²	
6	工事の目的	
7	ア 土石の堆積の最大堆積高さ m	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積 m²	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量 m³	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ 勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	キ 空地の設置	
	番 号	空地の幅
		m

	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	工事中の危害防止のための措置		
	その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ス 工事完了予定年月日	年	月 日
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	協議番号	第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 3欄は、未定のときは工事着手までに届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第10号（第12条、第18条関係）

宅地造成等に関する工事工程等変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等に関する工事を次のとおり { 中 止 } したので、茨城県宅地造成及び特定盛
{ 再 開 }
{ 廃 止 }
土等規制法施行細則（令和7年茨城県規則第5号）第12条（第18条において準用する場合を
含む。）の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号 （最初に届け出た年月日）	年 月 日 指令第 号 （ 年 月 日）
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

様式第11号（第15条第1項、第18条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） $\left\{ \begin{array}{l} \text{第19条第1項} \\ \text{第38条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 備考 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第12号（第15条第2項、第18条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）〔第19条第1項〕
〔第38条第1項〕の規定により、土石の堆積に関する工事について、次のとおり報告します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の所在地				
3	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号			
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量		m ³	m ³	m ³

- 備考 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第13号（第19条第1項関係）

宅地造成等に関する証明申請書

<p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>〔 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定による確認 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）の規定による認定 〕 の申請をしたいので、次のことについて、 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）の規定に適合していることを証明願います。</p>	<p>手 数 料</p> <p>貼 付 欄</p>			
敷地	地名・地番			
1	面 積	m ²	主 要 用 途	
2	区 域	市街化区域、調整区域、その他	利 用 形 態	新・増・改・用途変更 (から へ)
3	用途地域		崖 の 高 さ	(最も高い部分) m
4	盛土又は切土をする土地の面積	m ²		
5	申請部分	申請以外部分	合 計	用 途
6	建築物等	建築面積 m ²		
7	延べ面積 m ²			
8	許可等	年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 ()		
9	許可等に係る制限の内容			
10	法の該当条項			
11	その他必要な事項			